住所不明組合員の脱退手続きに関する公告

2025年2月10日 生活協同組合コープあいち

定款第10条第2項「組合員が住所の変更届けを2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとみなす」に基づき、住所不明組合員の脱退手続きに関する公告を行います。

生協からの「出資配当のお知らせ」等の郵送物が宛先不明により2年以上配布できない組合員のうち、その間、宅配、店舗、共済等の生協の事業の利用が確認できない組合員は、定款の「脱退の予告があったもの」に該当するとみなし、事業年度の終わりにおいて脱退の手続きを行います。

脱退の手続きの対象になっていると思われる組合員は、お手数ですが、生協の宅配センターや店舗、もしくは下記までお申し出いただき、ご確認をお願いいたします。

【お問い合わせ先】コープあいち 経理部 電話 052-703-1573